

陳高華著

元史研究論稿

植松 正

現代中國における元朝史家としてつとに高名な陳高華氏の研究論集が刊行された。氏は一九三八年生まれ、一九六〇年に北京大學歴史系を卒業し、中國科學院哲學社會科學部歷史研究所において主として元史の研究に従事してこられた第一線の研究者である。本書の前言において著者みずから言うところによれば、歴史研究所で故翁獨健教授の指導のもとに本格的に研究を開始したという。現在は中國社會科學院歷史研究所所長の要職にある。

このたび刊行された本書は著者年來の代表的論文を集めたもので、その構成は以下のごとくである。いま便宜上、原書にはない番號を附す。

- 1 元代稅糧制度初探
- 2 元代役法簡論
- 3 論元代的和雇和買
- 4 元代鹽政及其社會影響
- 5 元代的海外貿易
- 6 元代戶等制略論
- 7 論元代的軍戶
- 8 論元代的站戶

- 9 說蒙古滅金の三峰山戰役
 - 10 早期宋蒙關係和「端平入洛」之役
 - 11 元代前期和中期各族人民的反抗斗争
 - 12 元末起義農民的口號
 - 13 元末農民起義中南方漢族地主的政治動向
 - 14 元末浙東地主與朱元璋
 - 15 元末農民戰爭中奴隸暴動的珍貴史料
 - 16 論朱元璋與元朝的關係
 - 17 金元二代衍聖公
 - 18 元代陸學
 - 19 元代佛教與元代社會
 - 20 略論楊璉眞加楊暗普父子
 - 21 印度馬八兒王子孛哈里來華新考
 - 22 宋元和明初的馬球
- 《讀史札記》

原書の目次では諸論文の間に空白が設けられているから、主題別に論文が配列されていることは明らかである。すなわち1から8はいわば社會經濟制度史方面の論文であり、9と10は軍事史、11から16はいわゆる農民戰爭史、17以下は文化史と對外交渉史という區分である。最後に「讀史札記」として、「元代中泰關係二三事」以下十一の短編が集められている。

このように陳氏の扱う論文のテーマはきわめて多彩であり、元代史の基本的な分野を相當カバーしている。いま著者の研究の足取りをたどる目的でその原論文の發表年次を調べてみると、14「元末浙

東地主與朱元璋」の一編が『新建設』一九六三年第五期に掲載されたのが最も古い。翌年に13「元末農民起義中南方漢族地主的政治動向」、さらに翌年に12「元末起義農民的口號」が公表された。これらは前言にみえるように、歴史研究所において楊訥氏らと共同して元末農民戰爭資料の整理工作に従事して得られた成果である。その整理工作は楊訥氏と陳氏の共編になる『元代農民戰爭史料彙編』（全四冊、一九八五、中華書局）に結實している。その間にあって著者が獨自に取り組んだテーマは元代の鹽政問題であって、4「元代鹽政及其社會影響」は『歷史論叢』第一輯（一九六四、中華書局）に掲載された。ここにおいて氏の社會經濟制度史への取り組みが始まったようである。

その後、困難な文化大革命の時期（一九六六～七六）にはさすがに本書に收められるような論文の發表は中斷している。一九七八年以後になると、毎年精力的に論文を發表してこられた。元末の歴史の研究は一九八〇年を最後に、このところ發表された論文はないようである。一方、社會經濟制度史方面の研究は鹽政に關する論文以降、1「元代稅糧制度初探」、6「元代戶等制略論」（ともに一九七九年）を著し、一九八一年から三年連續して、2「元代役法簡論」、7「論元代的軍戶」、8「論元代的站戶」を、一九八六年には3「論元代的和雇和買」を發表してこられた。これら諸編が本書のはじめの部分に位置せられていること、繼續的にいくつかの關連する主題を一貫して追求してきたところからもうかがわれるように、これが氏の本領とするところと推察される。

氏の研究は、中國で行われてきた元代史研究に立脚して切りひらかれてきた成果である。日本にも同じ分野の研究成果は存在する

が、それらを吸収して對比検討した結果ではないことが多い。これは日本と中國との學術情報の交流がスムーズに行われてこなかったせいでもあるが、あい似た方面の研究といえども所詮は研究者独自の境地で書かれるものであるから、異なる土壌から生まれた成果を時間をおいて検討してみれば、かえって雙方に有益な見識がもたらされるとも考えられる。ここでは全面的な對比は難しいので、とりあえず氏の成果を紹介しながら、日本にも類似の成果のある場合にはそれを指摘するだけはおきたいと思う。

「元代稅糧制度初探」は、北中國では丁稅と地稅、南中國では夏秋二稅が施行されたが、時期や地域によるバラエティが指摘され、またとくに一章を立てて官田の稅糧の特殊性をめぐって、官府の管理と官僚地主の包佃の問題などが論じられる。わが國では安部健夫「元時代の包銀制の考究」（『東方學報』京都二四冊、一九五四）や愛宕松男「元朝稅制考——稅糧と科差について——」（『東洋史研究』二四卷四號、一九六五）があり、江南の官田については筆者の「元初江南における徵稅體制について」（『東洋史研究』三三卷一號、一九七四）もある。「元代役法簡論」では華山氏の力役を雜差役とする説を批判して、雜差は力役（夫役）であり差役は職役であるとの説を提唱し、職業別の諸色戸や一般の民戶への徭役差充方法の變遷を論ずる。わが國では梅原郁「元代差役法小論」（『東洋史研究』二三卷四號、一九六五）がある。「論元代的和雇和買」では政府が各種の物品を買い上げる和買と、陸路の車と水路の船を雇いあげる和雇の運営方法が論じられる。和買と和雇について錢鈔や鹽引の用いかたの相違、強制と召募といった性格の相違が整理されて論じられる。氏によれば一般の民戶に對する封建義務としては

賦税、雑差差役、和雇和買の三種があるとするが、これらすべてが人民への重い負擔となりながら、前二者と和雇和買の相違が指摘される。わが國においてこの方面の研究は從來缺けていた。「元代鹽政及其社會影響」では、鹽の生産方法と鹽戸（竈戸）の存在形態、流通方法の變遷が論ぜられ、最後に鹽の生産販賣が元代の社會に與えた問題、とくに私鹽問題が元末の農民起義に關連づけて指摘される。田山茂「元代の權鹽法について」（『史學研究』九卷二號、一九三七）を氏は知っておられたが参照することはできなかったとある。また佐伯富「元代における鹽政」（『東洋學報』六六卷一・二・三・四合併號、一九八五）がある。「元代戸等制略論」では元代には戸等制の不存在とか、諸色戸との辨別の不明確などが通説となっていた研究狀況に對して、元代にも明確に貧富を基準とする三等九甲の戸等制が施行され、鼠尾簿が編成されたと指摘し、戸等制と各種の賦役との關係について論ずる。わが國では柳田節子「元代郷村の戸等制」（『東洋文化研究所紀要』七三册、一九七七）がある。「論元代的軍戸」「論元代的站戸」はともにその制度運用と賦税負擔などいゝわゆる封建義務、またその經濟狀態について論じたものである。正戸と站戸の別など、軍戸と站戸には共通する點もあるので同じ手法で論じられている。わが國では大島立子「元朝漢民族支配の一考察——軍戸を中心として——」（『史論』二三號、一九七二）、太田彌一郎「元代の漢軍戸とその農業生産」（『集刊東洋學』三一號、一九七四）、同「元代における站戸の形態——馬站戸と水站戸を中心として——」（『東洋史研究』三六卷一號、一九七七）などがあり、太田氏の站戸に關する論文については陳氏も参照されている。

一二三二年の河南・三峰山の戰役と一二三四年の「端平入洛」の戰役を扱った軍事史の二編は、蒙古と金、ついで蒙古と南宋の外交關係を展望するうえでポイントをなす重要なテーマである。

農民戰爭史關係の諸論考のうち、「元代前期和中期各族人民的反抗闘争」は江南の非漢民族の叛亂を扱ったものである。このテーマに即しての論ではあるが、元代を三期に區分しているのが目をひく。すなわち前期は世祖フビライ統治時期であり、中期は成宗から元朝最後の順帝統治途中の至正十年まで、後期は元末農民戰爭時期としている。筆者は氏とは別個に「元初の舍族の叛亂について」（『香川大學一般教育研究』二五號、一九八四）を書いたことがある。「元末浙東地主與朱元璋」「元末農民起義中南方漢族地主的政治動向」は、明朝政權成立の歴史的背景に劉基ら浙東地方の地主勢力のあることを論じたもので、元明交替期の歴史を研究する上でのかなめのテーマである。

文化史關係の諸論考の生まれた背景としては、氏が『元代畫家史料』（一九七九、上海人民出版社。増補本、一九八〇、美術出版社）の編纂にたずさわったことがある。さらに元の首都たる大都研究の成果は『元大都』（一九八二、北京出版社）に結實した。この書は佐竹靖彦氏によって邦譯されている（『元の大都』一九八四、中央公論社）。『讀史札記』に收められる「大都的燃料問題」「石工楊瓊事迹新考」なども北京史に關わる。また史衛民氏と共著で『元上都』（一九八八、吉林教育出版社）もあることを紹介してきた。

以上、きわめて大まかに氏の著作を紹介してきた。ここで氏の研究方法の特徴について考えてみたい。とくに社會經濟制度史の論考

に徴すれば、結論を整理された形で簡明に述べている場合が多い。そしてその論據は獨自に發掘した史料にもとづきながら、注において簡単に典故が記されるにすぎないことがしばしばである。おそらく導きだされた結論は大筋においては誤りないであろうが、史料批判など、史料そのものがどのようにして書かれたかという史料の性質の吟味の點で、讀者にいま少し丁寧の説明してほしいと感ずるところがある。それは氏の論の組み立てと最終的な論の歸結が、なにか豫定調和的に感ぜられる場合があるからでもある。

その理由を考えてみるに、ひとつには陳氏には實態に對する身近なイメージが存在するからであろう。この點は外側の日本から中國を見ている我々はハンディキャップを感ぜざるをえない。そこでわが國ではそれをどのように克服しようとしてきたかといへば、古典を逐一解釋するがごとくに、史料に即した歸納的研究方法をとらざるをえなかつたのである。筆者は陳氏の書に接して、中日兩國のあいだには、あるいは「實態主義と史料主義」ともいへべき特徴的差異が存在するのかもしれないことに想到した。いまひとつは歴史のとらえ方に關わる。封建國家、封建社會の階級的基本矛盾が元末の農民戰爭に歸結し、それがさらに明朝の封建的再編成へと向かつたとすれば、筋書はおおよそ定まつている。しかし果たして問題は歸一させられうるだろうか。今日を生きる研究者として、制約多き過去の時代的狀況のなかで當代の人々がいかに懸命に生きてきたかを鮮明に描くこともっとも興味深い仕事のひとつと思えるのである。こうした意味で人物、思想、家族、地域社會のありさまなどが新鮮な研究の素材にのぼってくるにちがいない。陳氏自身が近年、文化や生活に關心を寄せておられるのもそのゆえかもしれない。

日本における研究成果との對比の上でひとつ注目しておきたいことがある。それは「元代役法簡論」その他で論じられている「雜泛差役」の問題である。さきに紹介したように、氏は「雜泛」と「差役」とは別ものだと言われる。里正・主首・隅正・坊正・倉官・庫子が本來の職役であつてこれを差役と稱し、社長・弓手・祇候などは本來は差役ではないが差役化したものという。雜泛差役の語は『元史』『元典章』『通制條格』など元代の根本史料に頻見する重要な役法用語である。陳氏によれば「雜泛差役」は「雜泛と差役」ということになるが、わが國では安部健夫氏（元時代における包銀制の考究）以來「雜泛の差役」と讀まれてきた。梅原氏は「元代差役法小論」において「雜泛差役」を正面から取り上げている。梅原説を要約すれば、雜泛の「泛」とは「定」また「正」に對する意味を有しており、「雜泛差役」とは單にいろいろの差役ということ、里正・主首をもすべてその中に包含していた、雜泛の雜とは、里正・主首を正とみての雜ではないと考察している。曾我部靜雄氏も『中國律令史の研究』（一九七二）において「雜泛差役とは雑多な種類の差役ということであろう」と言う（三二七頁）。さらに岩見宏氏は『明代徭役制度の研究』（一九八六）において、『諸司職掌』にみえる「其大小雜泛差役」の句を「大小さまざまの徭役」と讀んでいる（一三頁）。

たしかに明代には里甲正役に對して雜役とか雜泛と稱したことがある。しかしわが國の研究史の上では、明代の狀況をそのまま元代に適用して里正などの職役に對しての雜泛と位置づけるのには、研究者は慎重な態度をとつてきたようである。まさに安部氏が「雜泛とか、均徭冊の別名としての鼠尾冊とか——そうした用語の繼承と

いう表面的な繋がりを頼りに、包銀と銀差との間に間接的な關係を設定しようとしてみても、……餘りにも屈折の多いはかない關係をさぐりあてられるに過ぎないであろう」(「元時代における包銀制の考究」末尾の「明代の銀差制への展望」の章)と言われたごとくである。

陳氏は『通制條格』その他を根據にあげて、雜泛と差役を區別すべきことを主張するわけで、それは別に史料に即して詳しく検討されなければならぬ。ただ筆者が現在感ずるところを述べれば、もし差役を「正」なるものとして「雜泛と差役」と讀むのであれば、二つの術語の順序が逆なのではないか、また『元典章』の用例に徴すれば「雜泛差役」を省略して「雜役」と(ときには「雜泛」とも)いう場合があることを指摘しておこう。元代において實態として職役と力役とを區別する意識があつたには違ひないと思う。しか

しそれをどのように表現するかについては、時期や地域に應じたバラエティがあつたのではないかと筆者は今のところ考えている。

陳氏の書には、我々が元史の研究を進める際に参照しなければならぬ基本的問題が數多く提示されている。ただ官制と法制方面の論考が少ないが、それは元代史の研究に取り組む人々全體の課題でもある。農民戰爭、社會經濟制度、對外交渉史、文化史、そして近年は生活史などへと、活發な研究活動を展開してこられた著者にとっては、本書はあるいは途中経過の報告であるのかもしれない。陳氏の幅廣い業績を批評紹介しようとしながら、筆者の非力のために本稿がはなはだ偏頗なものに終わってしまったことを著者ならびに讀者にお詫びしなければならない。

一九九一年一二月 北京 中華書局

A5判 四五三頁 一〇・五〇元